

令和3年 神奈川県議会
社会問題対策特別委員会にて質疑いたしました。

小野寺

先行会派の方々も行われてこられましたけれども、今回の特別委員会の資料29ページから5ページにわたって児童虐待対策について報告がありました。私も今月6日の一般質問で、DV対応機関と連携した児童虐待対策についてということで、知事に質問をさせていただきました。児童虐待とDVでは適用される法律が違うとか、あとは対応する機関が異なるということで、なかなか連携が難しいというふうに言われてきたわけですけれども、知事の御答弁では、市町村の対応部署との連携ですとか、かなり積極的に本県としては進めているということも分かりました。

その中で、今後幾つかの取組を具体的に進めていくという知事の御答弁もあったものですから、その内容について、お伺いをしてまいりたいというふうに思います。

まず初めに、これDVと児童虐待が同時に起きている相談件数、これは知事の答弁の中でも具体的な件数を頂いたんですけども、これ詳しく御説明いただけたありがたいのですが、よろしくお願ひします。

子ども家庭課長

DVと児童虐待が1つの家庭で、家庭の中で同時に起きている相談の件数ということですが、県所管の児童相談所に寄せられた児童虐待相談、このうち児童虐待相談の中で、DVの確認ができたものということでお答えをさせていただきます。

この件数は、年々増加傾向にあるというふうに知事のほうも答弁しておりましたが、直近5年間の状況を御説明します。平成28年度、445件だったものが令和2年度には517件ということで、過去最多となっています。

この相談件数が増加する要因というところでいいますと、児童相談所と警察の連携が、先ほど来答弁の中にありましたとおり、連携がかなり進んでおります。こうしたことから、警察からの児童虐待の通告が増えていることが一因と挙げられます。

また、警察がDV通告を受けて家庭訪問した際、この際にもその家庭に子供がいる場合は、心理的虐待の疑いということで、児童相談所に漏れなく通告を頂いていると。そういうことで、こういった件数の増加が挙げられるというふうに考えております。

小野寺

警察との連携でということで、先ほどいじめの話もありましたけれども、認知がしっかりと進んでいってこの数字が上がってきたというふうに捉えられるわけですけれども、今回頂いた資料の中で、心理的虐待というのが大体6割ぐ

らいを占めるんだと。このDVと児童虐待が同時に行われているというケース、これについては今、警察の対応などをお聞きしましたけれども、やはりこの比率というのは面前DVとか、子供に心理的な圧迫を与える、そういういた虐待がやはり多いというふうに考えてよろしいんですか。

子ども家庭課長

委員のおっしゃっているとおりでして、心理的虐待、または心理的虐待の疑いも通告の場合は含まれますので、夫婦げんかですとか、そういういた部類からここに警察の通告がかなり、相当あったことで6割を超えてるというような状況になっております。

小野寺

疑いのあるケースも含まれているということで、これだけ大きい数字になっていると思うんですけども、この心理的虐待があるときから身体的な虐待につながっていく、こうした懸念もありますので、しっかり注視して見ていくっていただければというふうに思うんですが、このDV被害者が一時保護施設などに保護されたときに、一緒にお子さんもお母さんと一緒にについていくということがあると思うんですが、その件数というのはどれぐらいあるんですか。これもなかなか年齢が上がってしまうと、母親のシェルターと一緒にということが、特に男児だと難しいという話も聞くんですが、年齢の傾向などがありましたら教えていただきたいと思います。

人権男女共同参画担当課長

DV被害者の一時保護に同伴する児童の数は、今年度、令和3年4月から11月までで、乳児から高校生までを含む85名いらっしゃいました。同伴児童は、幼児、小学生が中心であります、平均年齢は約5歳でございます。

小野寺

知事の御答弁の中で、女性相談所に配置されている、これ昨年度からですね、児童虐待防止対応コーディネーターという方がいらっしゃる。この方々は児相と連携しながら、DV被害者が同伴する子供の支援に取り組んでいます。そんなことだったわけですが、児童虐待防止対応コーディネーター、これはどういう方々が担ってくださっているのか。あるいはこの配置をするに至った経緯ですか、その役割ですか、その辺りのことを確認させていただきたいと思います。

人権男女共同参画担当課長

まず、経緯からお答えをさせていただきますと、昨年度、厚生労働省において婦人相談所、当県でいうと女性相談所でございますが、においてDV被害者に同伴する子供の支援の充実を図ることを目的に、児童虐待防止対応コーディネーターの設置のための予算が可決されました。神奈川県ではこれを活用して、令和2年度よりコーディネーターを設置してございます。

児童虐待防止対応コーディネーターは、市町村、児童相談所、教育機関、あるいは要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携をして、子供の支援、子供のケアに努めるという役割でございます。

こうした役割を担うということから、このコーディネーターは、例えば社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する方か、あるいは婦人保護事業

ですか児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した現場経験のある方などを要件としております。

小野寺

分かりました。それでは、児童虐待防止対応コーディネーター、この方々が同伴児童に対してどのような関わりを持っているのか、どのようなことをされているのか、その辺りの確認させてください。

人権男女共同参画担当課長

児童虐待防止対応コーディネーターは、まず入所してきた子供の心理的なケアを行います。例えば、子供がこれまで苛酷な家庭環境の中で過ごしてきたこと、あるいは、これまでの頑張りというのを認めて、受け止めるということ、あとは、気持ちが落ち着かないという子供も多くいらっしゃいますので、そうした場合の対処法を助言するなど、子供の気持ちに寄り添いながら支援を行っております。

また、母と子供の関係に少し修復が必要な場合もございます。そうした場合は、子供へのケアだけではなくて、母にも子供の気持ちの受け止め方の助言を行うということもございます。こうした関わりを重ねることで、母子の関係に変化が見られたという事案もございました。

加えて、今後の生活に向けて、母親の悩みなどを一緒に整理をして、気持ちのケアを行うとともに、転居後の生活や育児に役立つ情報を御提供するといった支援を行っております。

小野寺

分かりました。かなりのスキルが求められる役割だなというのはよく分かりましたが、これは本県、何名ぐらいの方が今いらっしゃるんですか。

人権男女共同参画担当課長

本県では1名でございます。

小野寺

その方がいわゆる女性相談所にいらっしゃるということですね。できれば、もう少し体制を強化したいところだというふうに思うんですが、お一人でやつていらっしゃるのは本当に大変なことなんだというふうに思います。分かりました。

知事の御答弁の中で、夫の激しい暴力から避難してきた母子への対応など、切迫した状況を想定したリアリティーな実践研修を合同で行なっていきますという御答弁があったんですが、この研修、どんな内容なのか教えていただければと思います。

子ども家庭課長

切迫した状況を想定した実践研修ということで、児童相談所とDV対応機関とが連携するには、各機関が保有する情報を速やかに共有すること、そして共有した上で、適切な役割分担の上で連携対応していくことが重要だというような考え方の下で、これらの機関の職員合同で、これまでDVと児童虐待が同時に起きている相談への対応ということで、幾つもの事例を経験していきます。ただ、その経験してきた事例の中で、やっぱり必ずしもうまくいかなか

った、特にやっぱり緊急性、切迫性のあるような事案ですと、その場でやっぱりたばたしてしまって、うまく意思疎通が図れない状況の中で、課題が生じたというような事案も幾つかありました。

ということで、そういう課題のあった場面を題材にしまして、具体的にはロールプレイング方式で、児童相談所の職員がDV担当、DV担当のほうが児相みたいな役割の交代をして、それぞれの機関での自分たちでは感じられない、見えない部分も経験してもらうことで、より実践的に生かしていただくような、そういう研修を行っていきたいというふうに考えております。

具体的な事例としましては、答弁しました夫の激しい暴力から避難してきた母子への対応、このほかにも、母親だけが先に避難してきていて、一方で虐待を受けているお子さんが家庭に取り残されているといった事案への対応ですか、あと母子共に避難はしたんですけども、その後に夫のほうが母子を探しに追ってきているというような事案ですか、そういう事案も想定して、研修のシナリオを想定していこうというふうに考えております。

小野寺

大変重要な取組だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、やはりこれも知事の御答弁で、DVの対応機関と児相で、連携して対応した好事例を事例集として作成して、関係機関で共有することによって、効果的な支援の充実を図るというものがございました。この具体的な方法、これを確認させてください。

子ども家庭課長

先ほどの課題のあった事例とは別に、一方ではうまくいった事例もあるということで、こういった好事例の事例集として、連携する様々な支援の段階に応じたものを考えております。

具体的には、3つの時点で事例を整理していこうということで、1つは平時の対応、日頃からの対応という部分です。また2つ目は、事案が発生したときの対応、事案発生時の対応です。そして3つ目が事案対応後の対応ということで、この3つの段階での連携方法をまとめていきたいと考えています。

こうしてまとめた好事例を児童相談所とDV対応機関との合同の研修会で共有するということはもちろんのこと、業務対応マニュアルとしてその後活用していくなどして、効果的な支援に役立てていきたいというふうに考えております。

小野寺

それでは、最後になりますが、今後DV対応機関と連携した児童虐待対策にどのように取り組んでいくのか、お答えをお願いいたします。

子ども家庭課長

児童相談所とDV対応機関は、どちらも家庭内で起きる暴力から、被害者や子供を守る使命があります。家族をお互いに尊重し、信頼できる関係づくりを目指しているといった目的も共通しています。

今後も事案の発生時に、児童相談所とDV対応機関が連携、協力する対応をしていくことはもちろんのこと、定期的に情報交換を行うなど、日頃からお互いの顔の見える関係を築いて、役割や機能について理解を深めながら、しっか

りと取り組んでいきたいというふうに考えています。

小野寺

ありがとうございました。本会議でも申し上げたんですけれども、全国で虐待とDVが同時に起きているそういう事案で、夫などから心理的に支配された実の母親にも暴力を振るわれて、それで子供が、お子さんが亡くなるといった痛ましい事件も発生をしているわけでありまして、この児相と女性相談所などのDV対応機関が連携していくというのは、大変重要な課題だと思っています。

今、御説明いただいたように、事案が発生したときだけではなくて、それに備えるというか、いざというときに備えて、普段からお互いの役割の理解を深めていく、情報を共有していく、それによって連携が強化されていくものだと思いますので、その取組をしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

今後、引き続き、今おっしゃっていただいた様々な対策、これを実行していただることによって、両方の連携がしっかりと強化されていくことを望みますし、それは全て子供の命を守るためということですので、今後もお取組、どうぞよろしくお願ひいたします。